

区内中小企業・事業所をサポート

創業支援、展示会への出展経費など、経営に関する各種補助事業を実施

活力あるまちづくりのためには、区内経済や中小企業の活性化が不可欠です。区では、中小企業支援のための各種補助事業を行っています。補助対象や内容、条件などの詳細は区ホームページをご覧ください **申** 経済課産業振興係(区役所4階29番)にある申請書に必要書類および資料を添付し窓口で ☎3647-2332、FAX3647-8442

創業支援 事務所・店舗等の賃料

対象経費	事務所・店舗等の賃料(敷金・礼金等は補助対象外)
金額・期間	下表のとおり 2年
対象者	平成29年度内に創業し、事務所・店舗等が区内にあるもの
件数	製造業2件、製造業以外3件※書類審査のうえ、申請者多数の場合は抽選。補助の適否は全員に通知
締切	7/31(月)

補助月数	上限額と補助率	
補助開始月～12か月目(1年目)	製造業 月額 10万円	月額賃料の1/2以内
	製造業以外 月額 5万円	月額賃料の1/4以内
13か月目～24か月目(2年目)	製造業 月額 5万円	月額賃料の1/2以内
	製造業以外 月額 3万円	月額賃料の1/4以内

※製造業とは、日本標準産業分類で定める大分類「製造業」

展示会・見本市への出展経費

対象経費	出展料・出展小間料・展示装飾費
金額	対象経費の2分の1以内で上限20万円
対象者	区内中小企業または区内中小企業団体 ※直近2か年度連続でこの補助金の交付を受けた場合は対象外
対象事業	国内外で開催される展示会、見本市等への出展※主として販売を目的としない展示会等に限る
締切	出展する展示会等の開催日の1か月前

産学連携による共同研究費

対象経費	大学等に支払う共同(委託)研究に係る契約金
金額	対象経費の3分の2以内で上限300万円
対象者	区内中小企業、複数の中小企業(2分の1以上が区内事業者)で構成する任意のグループ、区内の中小企業団体
対象事業	大学または高等専門学校と行う製品開発や技術開発の共同(委託)研究で、平成29年度中に事業完了が見込めるもの※申請時に大学等と契約が完了し、契約金の支払いが済んでいないものに限る
件数	2件(予定)

ホームページ作成費(新規開設)

対象経費	○ホームページの作成に係る委託費(外部委託の場合) ○ホームページ作成ソフトおよびその解説書の購入費(自社作成の場合) ※対象外経費：通信経費、維持管理費等ホームページ作成に直接関係しない経費、パソコン等設備購入費
金額	対象経費の2分の1以内で上限5万円
対象者	区内中小企業(遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、宗教法人などの業種を除く)または区内中小企業団体

条件	○ホームページの新規作成に着手する前に申請が必要 ○平成30年3/20(火)までに実績報告書を提出 ○作成するホームページが他の主催するウェブサイトの一部でないこと ○既にあるホームページの変更・更新でないこと
----	--

新製品・新技術開発費

対象事業	中小企業が自ら行う研究開発で平成29年度中に事業が完了する見込みのあるもの(新製品の開発技術、機械器具(装置)の高性能化・省力化・自動化のための技術、新物質(新材料)の開発利用技術など)
金額	対象経費の3分の2以内で上限300万円
対象者	区内中小企業、複数の中小企業(2分の1以上が区内事業者)で構成する任意のグループ、区内の中小企業団体
件数	5件(予定)
締切	6/30(金)

対象者	区内中小企業、複数の中小企業(2分の1以上が区内事業者)で構成する任意のグループ、区内の中小企業団体
件数	5件(予定)
締切	6/30(金)

都立産業技術研究センター利用料

対象経費	依頼試験、オーダーメイド試験、実地技術支援、試験機器の利用、オーダーメイド開発支援、製品開発支援ラボを利用し、実際に支払った利用料
金額	対象経費の3分の2以内で、年度内上限15万円
対象者	区内中小企業

知的財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)取得費

対象経費	出願料、登録料、審査請求料、弁理士に支払う報酬
金額	対象経費の2分の1以内で上限10万円(特許権の取得にあつては上限30万円)
対象者	区内中小企業※出願申請の日から6か月以内に申請してください

新製品・新技術広告宣伝費

対象経費	新聞・企業雑誌等への広告掲載料(紙媒体への掲載で自社で新たに開発した製品のみ)
金額	対象経費の3分の2以内で上限100万円
対象者	区内中小企業※前年度この補助金の交付を受けた場合は対象外
件数	3件(予定)

環境認証等取得費

対象経費	ISOやエコアクション21等の環境認証やプライバシーマークを新たに取得する場合の経費の一部
金額	下表のとおり
対象者	区内中小企業※認定を受ける前に必ず申請してください

対象事業	対象経費	補助率	限度額
ISO9001認証取得	審査登録機関の審査に要する費用、コンサルタント委託料	1/2以内	50万円
ISO14001認証取得			
ISO27001認証取得			
エコアクション21認証取得			20万円
プライバシーマーク認定取得			

平成29年度 江東区中小企業融資制度

資金名	あっせん限度額	返済期間(据置)	年利(%)	利子補助率(%)	自己負担率(%)	備考
運転	1,250万円	6年(6か月)	1.9	0.8	1.1	
短期運転	300万円	1年(2か月)	1.6	0.9	0.7	
設備	2,000万円	9年(6か月)	2.1	0.8	1.3	
小規模企業特別(一般)	1,250万円(各資金合計)	6年(6か月)	1.9	0.7	1.2	従業員数が、卸・小売業(飲食業含む)、サービス業は5人以下、製造業等は20人以下
小規模企業特別(小口零細企業保証制度)		6年(6か月、借換はなし)	1.9	0.7	1.2	
借換		9年(なし)	2.1	0.7	1.4	区の制度融資のみ利用可能
環境保全対策(アスベスト飛散防止)		6年(12か月)	2.1	1.1	1.0	
多角化・転業支援	1,250万円	6年(12か月)	2.1	1.4	0.7	
設備強化	4,000万円	9年(12か月)	2.1	1.1	1.0	※1
商店街空き店舗活用				1.6	0.5	※2
創業支援	1,000万円	6年(12か月)	2.1	1.6	0.5	※3
商店街空き店舗活用				1.8	0.3	※2
特定創業者特例				2.1	0.0	当初3年 ※4
団体	1億円(転貸1組合員1,000万円)	1年(2か月)	1.6	-	1.6	
		5年(6か月)	1.9	-	1.9	

◎あっせん受付期間は、4月～平成30年3月です。区の融資の基本的な利用条件や、各融資の詳細な利用条件等については、区ホームページ・リーフレットをご確認ください。

※1 設備強化資金は、大型店対策・商店街リニューアル・商工業施設建替の要件のいずれかに該当することが条件となります。また運転資金は設備資金との併用のみとし、金額は設備資金の1/2以内とします。運転資金のみの利用はできません。

※2 設備強化資金および創業支援資金は、商店街で3か月以上空き店舗となっている物件を商店会長の推薦を受けて利用する場合、利子補助率を優遇します。

※3 創業支援資金は、運転・設備資金合わせて2,500万円が上限です。

※4 区の特定制度創業者支援事業を受けた証明書取得者に対し、借入当初から36か月間の利子を全額補助します。

区では、区内中小企業者の方が事業資金を低金利で借入れができるように、金融機関と東京信用保証協会の協力を得て、融資のあっせんをしています。この制度は、区が直接融資するのではなく、金融機関が区の定める条件の範囲で融資を行うものです。

借入れにあたっては、区の紹介を受けた後、金融機関および東京信用保証協会の審査がそれぞれありますので、期間に余裕を持ってお手続きください。

また、初めて利用される方には、区役所で経営相談を受けていただくことが必要となります。経営相談は予約制です。事前に電話等でお申し込みください。

中小企業融資あっせん制度 経営の安定・向上にご活用を

また、一部の資金においては借入れに要する信用保証料の補助があります。詳細は、区ホームページまたはリーフレット「江東区中小企業融資のご案内」をご覧ください。

また、一部の資金においては借入れに要する信用保証料の補助があります。詳細は、区ホームページまたはリーフレット「江東区中小企業融資のご案内」をご覧ください。

電話 (3647) 2331
FAX (3647) 8442



地域で活動する団体のイベント・活動情報などが集まるポータルサイトです。情報収集・発信の場としてご利用下さい。

【パソコンから】<http://kotocommu.net/> 【携帯電話から】<http://genki365.net/gnkk22/i/>

※右記の二次元コードからも入れます 区民協働推進担当 ☎3647-8570、FAX3647-8441



PC版 携帯版